

健康食品による危害トラブル

事例



ネット通販でダイエットサプリを購入し、数日間飲んだところ下痢をした。飲むのを止めると症状が治まったので、サプリが原因だと思う。返品したい。(50歳代 女性)

アドバイス

健康食品を摂取して、下痢、便秘、吐き気、湿疹などの健康危害を受けたという相談が増加しています。



健康食品を利用する際の注意点

- ◎ 体調に異変を感じたらすぐ摂取を止める。症状が重い場合は、商品等を持って速やかに病院を受診する。
- ◎ 摂取している健康食品の量や期間、併用している医薬品の服用状況などについてメモを残しておく。
- ◎ 健康維持の基本はバランスのとれた食事、適度な運動、十分な休養。健康食品は補助的なもの。
- ◎ 健康食品はあくまでも食品。医薬品のように症状の軽減や病気を治す効果は期待できません。



☆ 消費生活センターでは、専門の消費生活相談員が相談・助言・事業者へのあっせんなどのトラブルの解決に向けたお手伝いをしています。

☆ 消費生活センターへの相談は、新たな消費者被害の防止に役立っています。



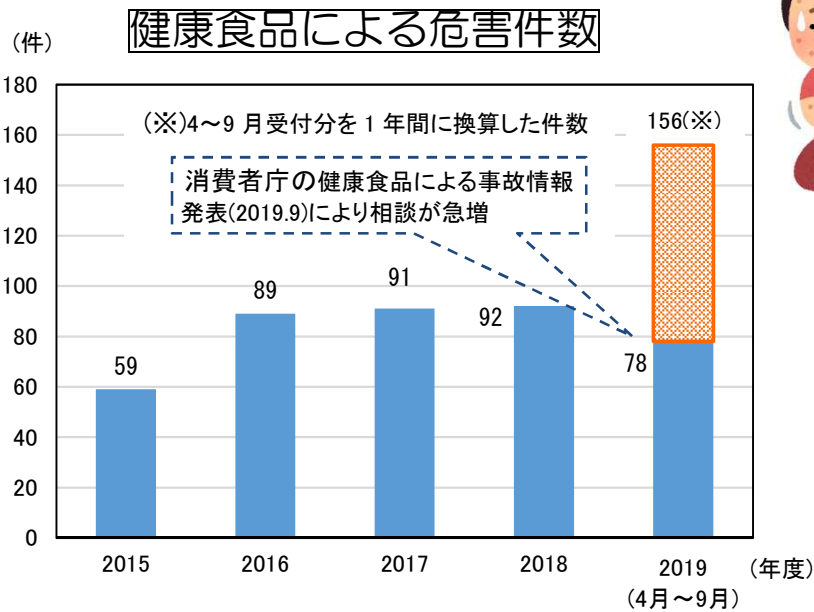
兵庫県立消費生活総合センター

〒650-0046 神戸市中央区港島中町4-2

TEL: 078-302-4000

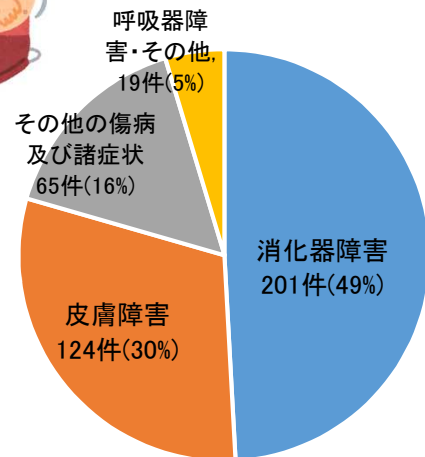
【消費生活相談: 078-303-0999】

【相談データ（兵庫県内）】



危害内容

(2015年4月～2019年9月)



【健康食品の分類】

消費者庁発行「健康食品Q&A」抜粋



※原則として医薬品との誤認を避けるため、食品に「治る」など医薬品的な効果を表示することはできません。

※医薬品のように病気を治す効果をうたっているような製品の中には、医薬品成分が入っていることがあります。食品とは思えないほど効果が強い製品には、注意しましょう。

【危害の事例】

乳酸菌で腸内を整えるというサプリをネット通販で初回500円ということで購入。湿疹が出たため解約を申し出たところ、定期購入なので2回目分まで支払って欲しいと言われた。(40代女性)

「初回2000円、体質改善につながる」というダイエット飲料をネット通販で購入。もともとアレルギー体質なので、妊婦でも飲めるという広告で安心していましたが、喉にアレルギー反応が出た。(30代女性)

(注意) 健康食品による危害トラブルの約70%は、複数回の購入が条件の「定期購入」によるものです。通信販売であるためクーリング・オフできません。注文前に、中途解約や返品ができるのか十分確認しましょう。

(2019年11月作成)